

平成 2 3 年第一回都議会定例会

監 査 委 員 報 告

平成 2 3 年 2 月 8 日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間に実施した監査の結果について、ご報告申し上げます。

監査委員の役割は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう厳格な監査を実施することにあります。

年間を通じて、定例監査、行政監査、工事監査、財政援助団体等監査、決算審査、住民監査請求など多岐にわたる監査を実施しております。

この1年間は、598か所で監査を実施し、問題点の指摘は151件、指摘した金額は、明示されているものだけでも約2億2千万円であります。

はじめに、定例監査から申し上げます。

定例監査は、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。本庁のすべての部と事業所の約4割、合計で445か所を対象として、事務、事業が適正・適切に行われているかについて、監査を実施いたしました。

監査の結果、物品購入などの契約手続きについて、契約を締結しないまま、物品を納品させるなど、本来、事前に行うべき契約手続きを事後

に行っていた事例が複数認められました。

また、情報通信ネットワークに必要な機器について、必要以上に性能が高い機器を借り入れていたほか、必要のない予備の機器を、115台借り入れていた事例や、各区市町村シルバー人材センターへの運転資金貸付事業について、事業開始以来、貸付実績が全くないまま漫然と事業を継続していた事例などが認められました。

このため、不適正経理の改善や適切な機器の選定のほか、事業の適切な見直しなどを求めました。

次に、行政監査について申し上げます。

行政監査は、都の特定の事務や事業を対象として、経済的、効率的、効果的に行われているかという観点の主眼として行う監査であります。

今回は、「債権管理」をテーマに選定し、各局が所管する債権について横断的に監査を実施しました。都が保有する債権は都民の貴重な財産であり、その適切な管理は極めて重要であります。監査の実施に当たりましては、このような問題意識の下、債権ごとに検証方法を定めた上で、各種の使用料や貸付金に係る収入管理や滞納整理が適切に行われているかについて検証しました。

監査の結果、督促状を発布していないものや、催告書等による、納付

に向けた債務者との交渉が行われていないなど、不適切な事例が多数認められました。

また、債務者の状況に応じた措置が速やかに行われていない事例も認められました。

このため、督促及び催告などの徴収努力を公平かつ効果的に行うとともに、債務者の状況に応じた回収可能性を判断し、悪質な者に対しては、強制執行や訴訟などの法的措置を執るよう求めました。

次に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、全局における100万円以上の工事を対象として、その約1割、1,541件について実施いたしました。

指摘した内容を見ますと、展示物制作の単価を誤って7倍にするなど、工事費の単純な積算誤りが相当数認められました。このため、実効性のあるチェック体制の整備強化、職場研修の充実などにより、初歩的な間違いの防止を図るよう求めました。

また、今回、重点監査事項として、工事の施工管理が適切に行われているかを検証しました。その結果、車道の転落防止柵を固定するために使用するアンカーボルトが、設計どおりに施工されておらず、安全が十分に確保できていない事例などが認められました。

これらは、工事監督の経験不足などにより発生したものであることから、安全性の確保や技術力の向上のため、若手職員等へのさらなる支援体制の整備を図るなど、組織を挙げた対応に取り組むよう求めました。

次に、都の補助金交付団体や出資団体に対する監査について申し上げます。

監査を実施したのは、補助金交付団体等 137 団体及び出資団体 10 団体であります。

その結果、補助金交付団体等への監査では、社会福祉法人に対し、施設利用者数の算定誤りなどによる補助金の過大交付の事例が多数認められたことから、過大に交付された補助金の返還などを求めました。

出資団体への監査では、物品購入契約について、業者からの請求書に日付が記載されていないにもかかわらず、契約代金を支出しているなど不適正な事例が多数認められました。また、道路の補修工事契約について、夜間の工事から昼間の工事への設計変更が必要であるにもかかわらず、これを行っていなかった事例が認められました。

このため、契約事務の改善や適正な設計変更手続きなどを行うよう求めました。

次に、決算審査について申し上げます。

平成21年度決算について、主に法令等に基づき適正に執行されているかという合規性の観点から監査を行い、決算計数を確認するとともに、予算執行や資金管理、財産管理の面から検証しました。

その結果、財産に関する調書において、土地で約412万平方メートル、出資による権利で約32億円の登載の誤りがあり、現在高の把握を適正に行うよう求めました。

次に、監査結果に対する改善状況について申し上げます。

監査は、指摘した問題点が改善されて、はじめてその目的を達成します。このため、年に2回、指摘の改善状況について報告を求め、その改善を促しています。過去3年間に行った指摘について見ると、これまでに約88パーセントが措置済みとなるなど、着実に改善されています。

改善の効果として、例えば、出資団体への特命随意契約を競争入札に改めた事例では、従来の契約金額に比べ、1千万円以上、契約金額が低くなりました。

このほかに、都民からの住民監査請求が11件あり、その処理を行いました。

以上、この一年間に実施した監査について述べてまいりました。

監査の結果、総じて言えることは、組織内部のチェック体制が十分に機能していないために、誤りが見過ごされていることです。また、安易に前例が踏襲されるなど、コスト意識や問題意識を持って職務を見直していない事例も少なくありません。管理者の皆様には、職場の様々な課題に即応できる高度な知識や能力を備え、都民サービスをさらに向上させる気概にあふれた職員の育成に努められるよう望みます。

昨今の経済状況の中で、ここ数年、都税収入は大幅に減少しており、都財政は、当面、大きな好転を期待できない状況にあることから、財政運営は、一層厳しくなることが予想されます。このため、今まで以上に無駄を排し、効率的、効果的に事業を推進していかねばなりません。

私ども5名の監査委員は、都政が公正かつ効率的に運営されるよう、これからも、監査委員の使命を全力で果たしていく決意であることを申し上げ、報告を終わります。